

Lively オンデマンド研修の視聴方法変更について

本年から、オンデマンドでの研修動画をホームページ上で配信していますが、その視聴方法をパスワード入力で行うことにします。パスワードは後日にFAX送信します。

医療安全研修（オンデマンド）のお知らせ

2月14日(月)に本年度2回目の医療安全研修をビデオ配信しますので、ご都合をつけてご視聴下さい。研修期間は2/14~2/28です。詳細は後日にFAXします。

最近の話題（速報） — リフィル処方箋の運用方法が決定 —

厚生労働省は1月26日の中医協総会に、2022年度診療報酬改定の個別改訂項目(短冊)を示し、その中で、リフィル処方箋の運用方法が以下の通り示されましたのでお知らせします。

<医師>

- リフィル処方が可能な場合、1回当り投薬期間と総投薬期間を決め、処方箋の「リフィル可」欄にチェックする。使用回数は3回まで。
- 向精神薬など投薬量に限度が定められている医薬品、湿布薬は対象外
- 1回目の調剤を行うことができる期間は通常の処方箋と同様
- 2回目以降は原則、前回の調剤日を起点に「当該調剤に係る投薬期間を経過する日を次回調剤予定日とし、その前後7日以内」

<保険薬局・薬剤師>

- 1回目又は2回目(3回可の場合)の調剤時は、リフィル処方箋に調剤日と次回調剤予定日を記載するとともに、薬局の名称と保険薬剤師の氏名を余白又は裏面に記載し、写しを保管する。
- 当該リフィル処方箋の総使用回数の調剤が終わった場合、調剤済処方箋として保管する。
- 患者の服薬状況等の確認を行い、リフィル処方箋での調剤が不適切と判断した場合は調剤せず受診勧奨し、速やかに医師に情報提供する。
- 患者に「継続的な薬学的管理指導のため、同一の保険薬局で調剤を受けなければならない」旨を説明する。
- 予定した時期に来局しない場合は、電話等で調剤の状況を確認する。
- 患者が他の薬局で調剤を受けることを申し出た場合、その薬局にあらかじめ情報提供する。

新たな処方箋様式(案) (※)太字下線部が見直し内容

処方箋 (この処方箋は、どの保険薬局でも有効です。)											
公費負担番号				保険者番号							
公費負担医師の受給者番号				被保険者証・被保険者手帳の記号・番号				(技庫)			
氏名		生年月日		性別		保険医療機関の所在地及び名称		電話番号		保険医氏名	
区分		被保険者		被扶養者		郵送府県番号		点数表番号		WebID	
交付年月日				処方箋の使用期間				令和 年 月 日			
変更不可 【※】の処方箋について、後発医薬品(ジェネリック医薬品)への変更は差し止めることとする。ただし、(※)の処方箋に「レ」又は「X」を記載し、「保険医療機関」欄に署名又は記号を捺印すること。											
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">リフィル可 <input type="checkbox"/> (欄)</div>											
保険医署名				<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;"> 調剤実施回数(調剤回数に応じて、□に「レ」又は「X」を記載すると共に、調剤日及び次回調剤予定日を記載すること。) □1回目調剤日(年 月 日) □2回目調剤日(年 月 日) □3回目調剤日(年 月 日) 次回調剤予定日(年 月 日) 次回調剤予定日(年 月 日) </div>							
保険薬局の所在地及び名称				公費負担医師の受給者番号							

調剤実施回数(調剤回数に応じて、□に「レ」又は「X」を記載すると共に、調剤日及び次回調剤予定日を記載すること。)
□1回目調剤日(年 月 日) □2回目調剤日(年 月 日) □3回目調剤日(年 月 日)
次回調剤予定日(年 月 日) 次回調剤予定日(年 月 日)

個別指導における主な指導事項(薬局) - その4 -

東北厚生局から令和2年度の個別指導における主な指摘事項について、今回は「薬剤情報提供文書、麻薬管理指導加算、特定薬剤管理指導加算、乳幼児服薬指導加算」の指摘です。(今回で最後です)

<薬剤情報提供文書>

- 薬剤情報提供文書について、次の不適切な例が認められた
- 効能、効果、副作用及び相互作用に関する記載について、患者が理解しやすい表現になっていない
 - 効能・効果などに関する記載について、
 - ★誤解を招く表現になっている
 - ★患者個々の傷病などに応じた内容になっていない

<麻薬管理指導加算>

- 麻薬管理指導加算について、次の不適切な例が認められた
- 電話などにより麻薬の服薬状況、残薬の状況及び保管状況を定期的に確認していない
 - 残薬の取扱い方法も含めた保管取り扱い上の注意等に関し必要な指導を行っていない
 - 調剤した薬剤についての請求点数
 - 麻薬による鎮痛などの効果、副作用の有無の確認を行っていない
 - 薬剤服用歴の記載に指導の要点の記載がない又は不十分

<特定薬剤管理指導加算>

特定薬剤管理指導加算1について、不適切な例が認められた

- 特に安全管理が必要な医薬品に該当しない医薬品を算定
 - 抗炎症薬として用いたプレドニゾン錠 5mg
 - 吐き気止めに用いたノバミン錠 5mg
 - 高血圧症に用いたメインテート錠 5mg
 - 慢性疼痛に用いたサインバルタカプセル 20mg
- 特に安全管理が必要な医薬品が複数処方されている場合に、その全ての必要な薬学的管理及び指導を行っていない
- 薬剤服用歴の記録対象である医薬品を患者又はその家族等に対して確認した内容及び指導の要点の記載がない又は不十分
 - 糖尿病薬のシックデイについての具体的な指導内容が未記載
 - メトレキサート錠 2mg 4錠
 - エタネルセプト BS 皮下注 50mg ペン 1.0mL
- 従来と同一の処方内容にも関わらず当該加算を継続して算定する場合に、重点的に行った指導内容を薬歴に記載していない

<乳幼児服薬指導加算>

- 乳幼児に係る処方せんの受付の際に確認した体重、適切な剤形その他必要な事項等について、薬歴及び手帳に記載がない
- 薬歴、手帳に、患者の家族等に対して行った適切な服薬方法、誤飲防止等の必要な服薬指導の要点記載がない